

中山間地農業応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地農業応援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本市の中山間地農業において、農作業の効率化や生産力向上を図るための機械導入や、環境に配慮した農業や有機農業など経営発展を行う取組等を支援することにより、意欲的な農業者の掘り起こしと、アフターコロナを見据えた中山間地での農業経営の継続・発展を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）と同表の第5欄に掲げる補助上限額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金の交付は、各補助対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

(事業実施状況の報告)

第10条 本補助金の交付を受けた者は、事業実施年度の翌年度から3年の間、各年度の3月31日までに事業実施報告を様式第2号により提出するものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条のただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第12条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から3日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第13条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、別に定める財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和4年7月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前にこの要綱の規定に基づき交付の決定を受けた事業については、第10条から第13条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 備考
(1)機械導入支援	本市の中山間地域（※1）で農業を営む下記の者 ・認定農業者 ・認定農業者に準ずる者	農作業の効率化・省力化に資する農業用機械の導入に要する経費 ただし、果樹及び畜産の経営に係るものを除く。			<ul style="list-style-type: none"> ・軽トラック等汎用性の高いもの、事業費100千円以下のものは対象外とする。 ・中古機械は残存耐用年数が3年以上あるものに限る。 ・トラクター等の機械規模は県の「農業機械導入計画書」を参考とする。
(2)農業用資材導入支援	ただし、事業実施年度の前年度から起算して過去5年の間に、機械導入に関する補助金を本市より交付されたものは対象外とする。	<p>(1) 環境に配慮した農業用資材の購入に要する経費 (主な対象資材) ア) 生分解性マルチ等、生分解性の資材 イ) 有機肥料・堆肥</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認める特殊資材等の購入に要する経費</p>	1/3	1,500千円	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用資材は他人に転売または譲渡しないこと。 ・個人など販売店以外の者から譲り受けたものは対象外とする。 ・生分解性マルチ等は年度内に設置すること。 ・有機肥料・堆肥は100%有機質のものに限る。

（※1）中山間地域とは、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）で定め、かつ本市の農業振興地域に該当する地域とする。

様式第1号（第6条、第9条関係）

年度中山間地農業応援事業計画（報告）書

1 事業実施主体

2 事業実施方針

3 事業内容

種目・項目	事業費	内 訳		備 考
		市補助金	事業主体	
	円	円	円	
合 計				

4 収支予算（収支決算）

（1）収入の部

（単位：円）

項 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比 較		備 考
			増	減	
市補助金					
事業実施主体					
合 計					

（2）支出の部

（単位：円）

項 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

5 事業実施による経営目標

目標項目	現状	目標		
	年度	年度	年度	年度

6 事業完了（予定）年月日

7 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

8 添付書類

交付申請時 見積書等の事業費の詳細がわかる資料、カタログ、導入予定場所がわかる位置図
実績報告時 事業費が確認できる資料、写真

様式第2号（第10条関係）

中山間地農業応援事業実施報告書

鳥取市長 様

住所（所在地）

事業実施主体名

1 補助対象事業名

2 事業に係る機械等の導入場所

3 交付申請時に掲げた目標に対する達成状況

具体的な取組内容	目標及び実績			
	現状 年度	年度	年度	年度
	目標値			
	実績値			
	目標値			
	実績値			

4 導入による効果